

公益社団法人 愛媛県理学療法士会
士会承認研修会・承認症例検討会における士会独自規定

士会承認研修会および承認症例検討会（以下、研修会とする）について以下のように規定する。また、この規定は日本理学療法士協会の定める「士会承認症例検討会実施マニュアル」及び「研修会等の会員所属施設主催実施マニュアル」に追加する愛媛県士会独自の規定である。

（研修会の開催）

研修会は所定の手続きをもって開催することとする。

（開催における会場や機材）

研修会会場や Web 会議システム等の機材については主催者等で準備することとする。

（本研修会の開催申請）

申請は日本理学療法士協会のマイページでの申請とともに、所定の申請書を用いて愛媛県理学療法士会（以下、県士会とする）への申請を行う。

申請書は県士会 HP 上で申請書をダウンロードし、必要事項を入力し作成する。

各申請者が申請書を作成後、教育部メールアドレス（県士会 HP 教育部ページ最下部 E-mail : kyouiku2@epta.jp）へ送信することで申請とする。また、研修会で使用する資料

（PDF ファイル）を添付することとする。

なお、教育部に提出された使用資料は、教育部内で当該研修会の承認の可否判断のみに使用し、研修会終了後は速やかに破棄する。

（参加者の人数）

原則、研修会の参加者の上限人数は設定しない

（開催の確認について）

Zoom 等の Web 会議システムを使用した研修会においては、有料・無料にかかわらず申請者は入室に必要な URL 等を申請書内に提示することとし、県士会が開催状況を確認できるようにする。

（受講料の設定と集金について）

士会承認研修会の受講料の無料・有料に関しては開催者で設定してよいが、以下のように上限金額を設定する。なお、症例検討会の受講料については無料とする。また県士会として研修会の受講料の集金等に関与しない。

・金額の上限

県内会員：1,000 円（2 日間以上でも）

県外会員：2,000 円

非会員：8,000 円

受講料を徴収する際には、決済情報収支報告書（書式は問わない）を後日提出すること。

提出先：kyouiku2@epta.jp

（申請から承認まで）

マイページでの申請および県士会への申請→申請受付→書類・資料等の確認（1 週間程度）
→承認の可否を決定（毎月 1 日または 15 日のいずれか早い日）→承認の場合
→研修会開催

※申請の「承認」「否認」を問わず、必ず通知メールが申請者に届きます。また、マイページからも申請状況（承認待ち、承認、否認）が確認できます。

（承認の不可の場合）

研修会開催の承認が得られなかった申請に関しては、申請者が申請内容の修正を行い、再申請を行うか開催中止の判断を行う。

（研修会の中止と再開）

当該研修会を何らかの理由で中止する場合は速やかに教育部担当者（HP に記載）に連絡をお願い致します。また、中止した研修会を再開する場合も同様に教育部担当者に連絡をお願い致します。なお、再開については再度開催申請の上、承認の可否を決定（毎月 1 日または 15 日のいずれか早い日）し承認の場合研修会を開催する。

（研修会の広報）

研修会の広報に関しては申請者で行う。

※県士会主催研修会の場合は県士会 HP 上で研修会の広報をする。

（研修会におけるトラブル対応）

主催者と受講者間等の運営や金銭などのトラブルには県士会は関与しない。

（補足）

その他の必要事項が生じたときは、理事会において協議の上、議決する。

参考：

[士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者\[座長\]用）](#)

[研修会等の受講 会員所属施設主催 実施マニュアル（申請者\[登録理学療法士\]用）](#)

[カリキュラムコード一覧](#)

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月5日から一部改訂し、施行する
本研修会の開催申請に「日本理学療法士協会のマイページでの申請」を追記
本研修会の開催申請に愛媛県理学療法士会の文言を追記
申請から承認までにマイページでの申請および県士会の文言を追記
参考の士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者[座長]用）を更新
参考の研修会等の受講 会員所属施設主催 実施マニュアル（申請者[登録理学療法士]用）を更新
- 3 この規定は、令和4年9月3日から一部改訂し、施行する
研修会の中止と再開を追記
- 4 令和6年5月1日から申請書の書式を一部改訂し、施行する
士会承認研修会と士会承認症例検討会の選択を追加
カリキュラムコード区分を追加
症例検討会の領域を追加
発表者がPT以外の場合は職種を追加